平成２２年（フ）第７１２号
川崎市川崎区藤崎２丁目18番12―３号、前住所横浜市鶴見区岸谷１丁目10番２号
債務者　齊藤由記恵（旧姓金子）
1　決定年月日時　平成23年１月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月７日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月８日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第７４８号
川崎市中原区田尻町30番地１　丸照ビル201
債務者　小泉　邦博
1　決定年月日時　平成23年１月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月７日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月８日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第７６８号
川崎市川崎区出来野８番７号
債務者　角野　　操
1　決定年月日時　平成23年１月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月７日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月８日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第８１５号
川崎市多摩区宿河原２丁目９番５号
債務者　竹島奈緒美
1　決定年月日時　平成23年１月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月７日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月８日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第８５４号
川崎市幸区南加瀬４丁目30番１号　サングリーン南101
債務者　渡辺　　到
1　決定年月日時　平成23年１月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月７日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月８日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第８５５号
川崎市幸区南加瀬４丁目30番１号　サングリーン南101
債務者　渡辺　　清
1　決定年月日時　平成23年１月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月７日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月８日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第８５６号
川崎市幸区南加瀬４丁目30番１号　サングリーン南101
債務者　ワタナベ　ルシア　クエバスこと　WATANABE　LUCIA　CUEVAS
1　決定年月日時　平成23年１月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月７日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月８日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第８５９号
川崎市川崎区小田栄１丁目５番19号　カーサ・セレステ202、旧住所川崎市幸区小倉812番地70　ユナイトステージ小倉ファースト107
債務者　匂坂由紀子
1　決定年月日時　平成23年１月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月７日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月８日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第８６２号
川崎市宮前区野川4146番地２　カーサモーダ104
債務者　倉本　友未
1　決定年月日時　平成23年１月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月７日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月８日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第８６５号
川崎市高津区溝口５丁目２番10―303号　メゾン・ド・伊吹
債務者　富澤めぐみ
1　決定年月日時　平成23年１月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月７日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月８日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第８７６号
川崎市多摩区生田８丁目13番１―307号　ドミール生田
債務者　鈴木　子門
1　決定年月日時　平成23年１月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月７日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月８日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第８７８号
川崎市川崎区観音２丁目21番12号　ユウハイツ203
債務者　大塚　麻実
1　決定年月日時　平成23年１月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月７日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月８日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第８８４号
川崎市多摩区菅３丁目６番６―303号
債務者　白井　由男
1　決定年月日時　平成23年１月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月７日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月８日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第８８５号
川崎市多摩区菅３丁目６番６―303号
債務者　白井　由香
1　決定年月日時　平成23年１月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月７日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月８日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係